

指導医療官（医科担当） 採用のご案内



東海北陸厚生局

ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>



指導医療官（医科担当）とは

東海北陸厚生局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について、保険医療機関等に対する指導・監査等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

身分は国家公務員（厚生労働技官）です。

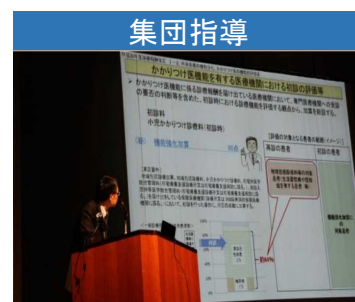
育児や介護との両立がしやすい勤務条件となっています。

業 務 内 容

集団指導・個別指導等

- ・ 保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。

保険診療の取扱いの周知の一例



監査

- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。

指導・助言

- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導助言を行います。

保険医療機関等の従事者を一堂に集めて説明

採用基準及び勤務条件

採用基準	医師免許を有する者で、病院または診療所において原則として5年以上の臨床経験が必要です。（65歳未満） 上記に加え、大学病院等に勤務している方、又は退職後おおむね2年以内である方で、高度で専門的な知識・経験を有する方を、期間を定めて採用することができます。任期は最大5年で、年齢制限はありません。
勤務条件	・ 勤務先（募集官署）は、三重事務所になります。（希望勤務先以外への異動はありません。） ・ 勤務時間は、原則として8時30分から17時15分となります。（フレックスタイム制度や育児短時間勤務制度等があり、勤務開始時間と終了時間を変更することも可能です。） ・ 休日は、土曜、日曜、年末年始、祝祭日 ・ 休暇は、年次休暇（年間20日間、最大40日間。1時間単位での取得も可能）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚や出産に伴う休暇等）、介護休暇があります。 ・ 臨床技術の維持等のために、条件付きで保険医療機関での診療行為の有報酬兼業が可能です。

給与・福利厚生

年収（見込み）

- ・約1,000万円～1,200万円(給与・手当を含む)
- ・一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。
- ・扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などが支給されます。

宿舍

- ・希望により宿舍の貸与が受けられます。

社会保険制度

- ・国家公務員共済組合に加入します。（厚生年金制度の適用）

定年等（令和7年度時点）（任期付採用には定年はありません）

- ・定年は67歳になった年度の3月31日です。（注）
- ・定年に1年更新で最大3年間の勤務延長ができる制度があります。（最長で69歳になった年度の3月31日まで）
- ・69歳以降は、保険指導医（非常勤）として勤務可能です。（年齢制限なし）

（注）令和5年度から定年65歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳となります。また、令和13年度以降は、最長で73歳になった年度の3月31日まで勤務延長の可能性がります。

	令和4年度 まで	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～ 【完成形】
定年	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳

女性医師の登用の推進

- ・仕事と家庭を両立する仕組みがたくさん整備されています。

育 児 休 業：子が3歳になるまでの間、男女を問わず取得できます。

育児短時間勤務：小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間の勤務が可能です。

育 児 時 間：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であれば、1日の勤務時間の始めまたは終わりに2時間の範囲で育児時間を取得できます。

指導医療官の役割

東海北陸厚生局 医療課
統括指導医療官 中村 司

私は、平成22年4月に民間病院の小児外科部長から指導医療官（医科）になりました。臨床での専門は小児外科、移植外科です。

蔓延する新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、一部の指導等が延期や中止となっています。そんな中、令和4年度からは集団指導にeラーニングが導入され、個別指導も感染の拡大に注意をはらいながらも、行われようとしています。

ここでは、担当している指導医療官の主な業務内容の3つについて説明したいと思います。

①集団指導・集団的個別指導・個別指導

はじめにふれましたように、令和4年度からeラーニングが導入されたため、従来は保険医療機関や保険医に対して集合形式で行っていた集団指導は、原則eラーニングでの実施となり、今後多くの場合、保険医療機関に対して集団的個別指導の集団部分のみ集合形式で指導を行うこととなります。個別指導は、これからも保険医療機関や保険医に対して対面により行い、診療録や明細書等を確認しながら、記載内容の修正点、各種指導管理料請求にあたっての条件確認など、適正な診療報酬請求ができるように指導・助言を行っています。

②監査

保険医療機関や保険医に対して、診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる場合に行います。事務官と共に保険医療機関の開設者・保険医あるいは従業員に対して診療録や診療報酬明細書を基に、診療内容や診療報酬の請求内容に関して聴取を行い、不正や不当の事実の確認を行います。

③診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導・助言

保険者、審査支払機関、保険医療機関等から日常的に寄せられる診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等の質問に関して、「医科点数表の解釈」を基に、必要であれば入院サマリーや手術所見を取り寄せて、適切な診療報酬請求が行えるように指導・助言を行っています。また、保険診療では行えない手術手技など、保険診療に関する理解を広げるための助言も行っています。

以上のような業務を通じて、健康保険制度を維持・発展させるとともに、保険医療機関・保険医に対して、保険診療の正しい理解を通じて、診療の結果が適切に評価されるように橋渡しすることが、指導医療官の大きな役割ではないかと思っています。

東海地方には指導医療官が少なく、令和4年に2人の先生に仲間に加わっていただきましたが、いまだ不在の県があります。子育て支援を含む福利厚生など、勤務環境は素晴らしいと思っています。また、厚生局での医師の定年は段階的に引き上げられ、令和13年度には70歳になることが決まっています。それに不定期ではありますが、任期付（最大5年間）の募集もあります。ぜひとも一緒に働いて頂ける先生方の応募をお待ちしています。

<お問い合わせ先>

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階
厚生労働省東海北陸厚生局管理課

電話 (052) 228-6192 (直通) FAX (052) 228-6237